

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開して  
います。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成29年6月教育委員会会議：定例会

期 日 平成29年6月21日（水）開会 午後2時00分  
閉会 午後3時35分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
田邊 俊彦 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 3名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	上村 充美
	教育総務課長	花島 英雄	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	教育センター所長	古林 聖哉
	社会教育課長	檜垣 幸夫	文 化 課 長	鈴木 千春
	市民音楽ホール館長	曾山 澄雄	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	加藤 昌紀

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

- ・協議事項2件の上程

#### 2 報告事項

- ・熊倉委員より3点報告

去る5月23日火曜日に茂原市民会館にて平成29年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会並びに特別講演会に田邊委員と出席した。こちらの定期総会では、事業報告、また事業計画や予算についての採決があった。また、特別講演会には文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐の小林努様からご講演をいただいた。次期学習指導要領に向けて、中央教育審議会における議論から改訂、そして実施へということをお話をいただいた。次期指導要領改訂に向けてのポイント等、また方向性などについてのお話があった。

次に、5月26日金曜日に平成29年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会並びに研修会に関山教育長職務代理者と田邊委員と出席した。こちらの会場が

神奈川県大和市にある、やまと芸術文化ホールというところでの開催であった。総会では、事業報告、採決等があり、研修会では、講話として、文部科学省初等中等教育局企画官である吉田光成様より教育委員会制度の現状についてというお話をいただいた。平成27年度の教育委員会制度改正から改めてポイントを絞ってご説明等があり、特に教育委員会議や総合教育会議の進め方について、調査結果等を資料に基づき大変参考になるお話をいただいた。

また、記念講演として、大和市出身である弁護士の大澤孝征様より「知らぬは大人ばかりなり～大澤流子ども論～」という演目で、自身の検事、また弁護士としてのご経験から、いじめを初めとする子どもの加害者意識、被害者意識に大人はどう向き合っていくかや今の日本人の思考の変化などについてお話をいただいた。当日会場になった大和市の文化創造拠点「シリウス」という建物だが、文化創造拠点という名にふさわしく、老若男女問わず市民の方々が開放感あふれる管内にて思い思い時間を過ごされている姿が大変印象的でもあった。

また、本日、菅谷委員とともに平成29年度学校巡回音楽鑑賞会ということで、佐倉市民音楽ホールにて千葉交響楽団の演奏会に出席させていただいた。午前の部ということで、上志津小、井野小、山王小の5、6年生の児童を対象の鑑賞会ということであったが、演目はもちろんとても興味をそそられる、また5、6年生の児童にも退屈しないというか、非常に興味をそそられる演目であった。また資料として配られた「コンサートに行こう、その前に」ということで、「覚えておくに格好いいクラシックコンサートのマナー」という資料があり、こちらのほうが小学生、また中学生にも非常にわかりやすいマナー等が書いてあって、すごくよかったのかなというふうに思った。

#### ① 教育長より1件報告

- ・各学校の校長先生を対象に実施した目標申告面接について報告する。

実施日は5月24日、25日、29日の3日間であった。目標申告は、学校経営、教育内容の管理、職員の育成管理、不祥事根絶に関して具体的な取り組みを明らかにしながら、校長としての職責を果たすものである。各校長からは、いじめ問題などの生徒指導に関する組織的な指導と初期対応、適切な職務遂行を通しての人材育成、問題解決的学習の指導方法、地域との連携による指導体制などについて説明を受けた。経営者が目標を明らかにすることは、学校組織の目指すべき姿が鮮明になり、一人一人の教職員の目標を引き出す上で重要な取り組みである。今後は、学校訪問、校長会、各研修会などを通して学校経営の進捗状況を把握しながら適切な助言をしてまいりたいというふうに思う。

#### ② 佐倉市内小中学校卒業者の進路について【指導課長】

佐倉市内小中学校卒業者の進路について報告する。

初めに、小学校の卒業状況についてご説明する。公立中学校への進学率は、ほぼ横ばいの94.1%となっている。私立中学校へは微増、それから千葉大附属中、あと県立の千葉中への進学は減少傾向である。

次に、中学校について、公立高校への進学率は微減傾向という形になっている。逆に私立高校への進学率は増加した。全体的な部分で、高校への進学率は99.3%ということで増加をしている。なお、佐倉市内4校、佐倉高校、

佐倉東高校、佐倉西高校、佐倉南高校への進学率はおよそ2割程度ということで、例年どおりで推移をしている状況である。そのほか、専修学校、就職、在家庭等はこちらのとおりになっている。

③小学校陸上競技大会の成績について【指導課長】

小学校陸上競技大会の成績について報告する。

5月30日火曜日、成田市中台運動公園陸上競技場で開催した郡大会の結果、小学校の陸上大会の結果について報告する。資料に載せているのは上位8位入賞を果たした児童になっている。今年度は、26名6チームが入賞した。そのうち2名が優勝している。

なお、1,000メートルの6年生の男子、志津小学校の児童だが、昨年度も同種目で優勝しており、2連覇を達成したというように報告を受けている。学校単位でいくと、間野台小学校と西志津小学校が多数入賞しているという状況である。

④佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の開催について【指導課長】

佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の開催について報告する。

本連絡協議会は、佐倉市いじめ防止基本方針及び佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例に基づき、今年度は7月14日金曜日の午後、全員協議会室において開催する。運営については、同要綱に基づいて、関係機関との情報交換を軸に資料のとおり行っている。出席者については、裏面の委員18名、事務局2名という形で開催したいと考えている。

⑤（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について【社会教育課長】

（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について報告する。

佐倉図書館の整備に当たって、平成29年度は市民ニーズの把握、周辺施設の機能再編などの基礎調査を実施する。この基礎調査業務委託の業者選定、業務内容については、資料の1に記載をしている。平成29年4月10日に公募型のプロポーザル実施要領等の公表を行い、5月31日に参加申し込みのあった4者について、提案プレゼンテーション審査及びヒアリングを実施した。審査の結果、最優秀提案者、受託候補者を株式会社図書館総合研究所として選定をした。この選定結果については、6月2日にホームページでも公表している。契約期間については、契約日6月19日から平成30年3月23日までである。

基礎調査業務の概要としては、その下に8つ記載している。①として、現状の把握、分析、②として、市民、利用者ニーズの把握及び反映に関する支援、③として、図書館機能に関する検討、④として、複合施設及びその周辺施設の機能再編及び連携に関する検討、それと⑤から⑧は記載のとおりである。

また、基礎調査業務とあわせて、2として、専門的知識を有する者のご意見、助言を依頼している。千葉大学大学院工学研究科の柳沢要教授である。また、同じ千葉大学の建築・都市科学専攻の建築コースの学生にも実際に支援をいただく。

なお、庁内の検討会議として、3のとおり（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備方針検討委員会の設置をした。図書館等複合施設の機能及び内容、その他検討必要事項について調査及び検討を行う。このメンバーにつ

いては、教育次長を委員長として、庁内部長、合計9名で行っている。事務局は、社会教育課が行う。今後佐倉図書館の機能を充実させることを基本に、より機能的、多目的な活用が図られ、地区の活性化にも資する拠点施設となるよう十分検討を行っていく予定である。

#### ⑥いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。

毎月行っているいじめの月例調査から、認知件数は小中学校合わせて78件の報告があった。昨年度の同時期と比較をすると、2件の減少であった。発見のきっかけとしては、本人及び保護者の訴えが半数を占める。昨年度の同時期と比較すると、この件数としては減ってきており、逆に他の児童生徒や保護者からの情報提供の発見がふえたという報告があった。このことは、一般的に言われる傍観者に対する指導が徐々に浸透してきたかなということが言えるかと思う。いじめを全体で共有し、対処しようという意識が徐々に高まってきている部分と見ることもできるということである。

具体的な内容としては、物隠しや相手の文具等を壊してしまう、嫌なことを言われる、こういったケースがたくさん報告されている。あわせて、誰がやったのかわからない、本人が全然気がつかないところで行われていたケース、いわゆる加害者が特定できないケースというものが数件報告されている。

また、インターネットによるいじめの報告は2件であった。ライン上での悪口、相手をからかったり、その様子をスマホで撮影をしてライン上にアップするといったようなことで、事前にそれをアップする前段階で何とか確認できて、実際にはそういうことまではなかったのだが、そのような報告があった。インターネットにかかわる部分については、今後とも十分気を付けてまいりたいと思う。

いずれの報告も各学校とも基本的にいつもと同じように即日対応に努めていただき、指導及び謝罪のほうは済んでいる。現在も見守り活動を継続しているところである。今後もしめ細かに子どもたちの情報把握と担任が問題をとめ置くことなく、情報の共有をしっかりと活性化させて対処してまいりたいと思っている。

#### ⑥感染症について【指導課長】

感染症について報告する。

5月16日から6月16日までの出席停止状況であるが、6月9日に間野台小学校、それから6月16日に上志津小学校において感染性胃腸炎の集団発生があり、保健所の立入調査が行われた。検便の結果、間野台小学校についてはノロウイルス、それから上志津小学校はロタウイルスが検出をされている。速やかに校内消毒と手洗い指導の強化、あと子どもたち及び保護者への注意喚起等を実施しているが、現在も収束には至っていないという状況である。全体的な状況としては、感染性胃腸炎が45件、溶連菌感染症が47件、インフルエンザの罹患者は18名とされている。なお、昨年度この時期に非常に多かった流行性耳下腺炎であるが、今年度は14件ということで、非常に少なく推移をしている。今後とも手洗い、うがい等の予防の部分の徹底を指導してまいりたいと思う。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の補足である。印旛市郡の定点観測だと、今お話しのように感染性胃腸炎が収束していない。先週とそのもう一週前、第23週を比べると、先週のほうかふえており、先週の定点当たり8.31人である。その前の週が6.63人であったので、まだふえている傾向にある。インフルエンザは定点当たり0.33人に先週はなっているので、これはもう余り心配ないと思うが、この時期になってもまだゼロにはなっていない。感染性胃腸炎に引き続き注意をしていただかないといけない。それから、手足口病がちょっとふえている。これもどこまでふえるかちょっと何とも言えないところだが、先週が24週なので、23週に比べて7倍になっている。これもちょっと気をつけていただいたほうがいい感染症だと思う。

【委員1名より】

児童の進路状況調査の裏面の資料について、進学以外の進路先にその他というのは、これは米印がついているが、理由がちょっとよくわからない。どこか説明はあるのか。

【指導課長】

それぞれのお子さんでちょっと事情があり、例えば、海外の学校等に行くという形で、海外のほうでは9月入学になり、それでうちのほうにいたりというお子さんがいる。あと、進路は希望しているのだが、まだ目標としてもうまく定まっていないということで、そちらのほうに入っているというようなこともある。あと、進路の希望があっても、今ちょっと実際にそこのご家庭のほうではなくて別の施設の学校等に通っているという子どもたちも含まれているという状況である。

【委員1名より】

在家庭とはまたちょっと違うわけか。

【指導課長】

在家庭は、実際に海外へ行っていたり、進路の希望としては持っていないというか、うちのほうでアルバイトをして過ごすとかという形のお子さんたちである。ちょっとわかりづらいところがあるのだが。

【委員1名より】

これに関しては、もう教育委員会からの指導というか、そういう手は離れているということか、この在家庭とかその他については。

【指導課長】

学校のほうで、進路に向けてというのは、それぞれ三者面談も何度も繰り返して行っており、その辺でご家庭とよくご相談の上ということで対処しているところである。

【委員1名より】

先ほどのいじめの問題について、いじめで学校に行けないとか、そういうこともある程度考えてもいいのか。それとも、そういうことは余り考えないで、周囲の状況によって、家庭の状況とか、そういうことだけでよろしいのか。

【指導課長】

いじめによって例えば次の学校に行けないといったような報告は一切ない。

**【教育長職務代理者】**

今の進路のことについて、大変細かいことで申しわけないが、表の卒業後の状況、24年度の私立中学校へというのは101人になっている。これは、3番の私立中学校進学者の内訳の96と数値が大分違うのだが、いかがか。1の卒業後の状況は、私立中学校101、3の私立中学校進学者の内訳は96ですね。ちょっと後で確認していただきたい。

**【指導課長】**

申しわけございません。

**【教育長職務代理者】**

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備計画について、その2番で専門的知識を有する方からの意見聴取あるいは助言という項目があるのだが、基礎調査の中で市民ニーズ、利用者ニーズの調査はあるが、市民あるいは利用者から直接意見を聴取する、そういったようなことはお考えになっているのか。

**【社会教育課長】**

基礎調査の中で②の市民、利用者ニーズの把握があると思う。この事業者からの提案は、ワークショップ4回ということになっている。また、そのワークショップのほかにも各学校とかいろんな機関にご意見は伺いたいということで提案を受けている。

**【教育長職務代理者】**

ありがとうございます。直接利用者から意見を聞くというのも入っているようなので、安心した。

**【委員1名より】**

今の複合施設の整備について、3番の庁内検討会議というのはもう設置されているという話であったが、2番の専門的知識を有する者からの意見及び助言ということについては、この柳澤先生が庁内検討会議にいられて意見を述べられるということなのか。

**【社会教育課長】**

庁内検討会議自体はまだ実施はしていないが、専門的なアドバイザーについては、この庁内検討会議にも出席ができる、またワークショップ等のところにも必要があれば参加はできるということでお伺いしている。

**【委員1名より】**

この庁内検討会議というのは、どのくらいの頻度でされる予定なのか。

**【社会教育課長】**

まだ回数は確定をしていないが、まず、各部長さんもメンバーがかわっているので、今までの経過を説明する中で、この基礎調査の内容とか、そこら辺を見て順次開催をしたいと考えている。

**【委員1名より】**

1番の業務委託について、図書館総合研究所が調査をするということになっている。その結果を受けての庁内検討会議ということか。それとも並行して進めていくのか。

**【社会教育課長】**

基礎調査業務については、基本的に 10 月末に中間報告をいただき、その前にもワークショップ等をやっているの、そこら辺も含めて検討会議は順次開催していきたいと思っている。

**【委員 1 名より】**

図書館の件について、先ほど熊倉委員から報告があった大和市に直近で私たちは訪問し、素晴らしいものがあると思って帰ってきた。それは、予算との関係もあるから、それ以上のものをつくれと言っても、それはちょっとできないのだろうとは思いますが、一回つくってしまうと、5年、10年でスクラップ・アンド・ビルドをするわけではないので、それ相当に慎重にお金は使うのだろうと思う。やるならばいろいろなところの最先端のところの情報というものを含めて、あとはコストとの関係で、佐倉市の体力との関係でどこがベストかということを検討して行ってほしいと思う。子どものフロアは、別に図書館だからといって静かにしろと言っているわけではなくて、ギャアギャアうるさくても、それはそれで利用に合っている。そんな画一的にやっているわけではなくて、現代の少子高齢化に対応して、あと情報時代に合った図書館のあり方というののもちゃんとできているし、一般の市民がフランクにコーヒーを飲みながら閲覧をできるというスペースもあったり、高校生が一生懸命、本格的に勉強するスペースもあった。そんなことで、うちもそういう時期に来ているなど。これは大いに参考にしてもらいたいなと思ったので、どうかひとつ情報はくまなく集めて、最小の投資で最大の効果が出るようなものをつくっていただければなというふうに思う。

**【社会教育課長】**

ご意見ありがとうございます。この前視察していただいたシリウスについては、うちの担当班長も正式な形で訪問して資料等をいただいている。また、違った形で先進的事例のところにもなるべく視察をしている。また、この基礎調査業務の委託会社についても、先進的事例をたくさん持っている会社であるので、その辺の情報をいただきながら、全部その大きさにつくれというと無理があるが、より佐倉図書館の機能として充実をしていきたいと思っている。

**【委員 1 名より】**

今のお話の続きということで、当然予算面はあると思うので、ハード面でなかなかやるのが難しいところもあるかと思うが、本当にソフト面の部分では参考になることがたくさんあるのかなと思うので、その辺のところもよく検討していただけたら利用者のニーズというところは含まれるかなと思う。そのソフト面のほうもぜひ検討課題に入れていただけたらなと思う。

**【社会教育課長】**

建設面については、今後基礎調査を行う中で検討していくが、図書館機能については、利用者の視点に立って検討していきたいと思っている。

### 3 協議事項

協議事項（1）教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について  
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：本日の協議事項については、平成 28 年度事業を対象とする教育委員会の事務

執行にかかる点検評価報告書（案）、こちらを作成したので、ご協議をお願いするものである。

初めに点検評価報告書（案）の内容についてご意見をいただく学識経験者の方についてであるが、昨年度と同様、倉次氏、新谷氏及び小林氏の3名に依頼する予定である。3名の方の主な経歴については、添付させていただいた資料のとおりである。

お手元の資料の裏面、こちらは、評価のポイントについてまとめたものである。報告書案では2ページから4ページ、まず、評価の前段として、教育ビジョンの4つの基本方針、あと8の施策に沿い、平成28年度の主な成果と今後の展望を記載した。

続いて、報告書案の10ページから11ページ、こちらは、各評価の結果を記載している。評価基準のAからDのうち、結果はほぼ全てがAまたはBというおおむね良好な結果である。

報告書案の11ページの下段には、自己評価のまとめを記載している。教育ビジョン推進計画の前期が平成27年度で終了し、平成28年度から後期推進計画がスタートした。この後期推進計画の施策目的の達成において、1年目として各事業ともおおむね順調に進めることができた。今後とも佐倉ならではの教育を推進するとともに、常に工夫や改善を試みながら事業を実施することにより、佐倉の教育全体がさらに充実したものとなるよう進めていく。

続いて、報告書の12ページから21ページ、こちらは、全ての事業に数値目標と実績数値、そして評価理由を記載し、質的評価、数的評価、総合評価を一覧に記載した。重点事業24事業、通常事業85事業、全部で109事業ある。総合評価については、Aの優良が59事業、Bのおおむね良好が50事業である。

続いて、報告書案の22ページから45ページ、こちらは、重点事業24事業の評価シートになっている。数値目標に対する達成状況、事業の進捗概要、自己評価の理由のほか、今後の対応、課題などを記載している。

以上が点検評価報告書（案）についての概要である。今回ご協議いただいた後、次回の7月の教育委員会議に議決事項として上程させていただき、議決いただけたら、これに対して学識経験者の方のご意見をいただき、巻末に加え、公表する予定となっている。

#### 《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（2）「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づく見直し検討について

社会教育課長、文化課長、市民音楽ホール館長から上程協議題の説明

内容：【社会教育課長から説明】

今回使用料等の見直し検討についてご協議いただく内容については、1番の対象例規の5つの条例である。このほかの使用料、手数料については、現行のとおりである。

次の2の背景であるが、平成29年4月に策定された佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、使用料等の見直しの検討を行ったものである。こ

の佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針について、概要を表に記載している。経緯としては、第5次佐倉市行政改革実施計画において使用料及び手数料の見直しが位置づけられている。また、佐倉市行政改革懇話会で検討が行われ、平成28年12月に使用料・手数料の見直しに関する意見書が提出されている。

この基本方針の概要としては、全ての使用料、手数料について見直しの対象とする。統一した積算基準で行う。国等の算定指針がある場合はそれに従う。まず、料金原価として、料金原価はフルコストにより算定をする。この料金原価は、直近3年間決算額の平均、人件費、物件費、減価償却費を用いる。

そして、次の使用料については、少し間違っており、「使用料原価に」と書いてあるのだが、「使用料原価は先ほどの料金原価に」という形になる。使用料原価は、先ほどの料金原価に受益者負担割合を乗じて算出する。また、使用料原価については、維持管理費と減価償却費を合計いたしました料金原価について、年間使用時間、年間使用面積を除いて算出をする。1平米1時間当たりを算出するということになる。手数料については、今回はないので、略させていただきます。

使用料は定期的に見直す。見直しの上限は1.5倍とし、近隣市との均衡を考慮する。次に、現在無料である施設も受益者負担の原則に基づき有料化を検討する。無料継続の場合は、公平性の確保、合理的理由の整理を行う。また、市外在住者や営利目的の取り扱いについては、原則基本料金の2倍程度とする。

予定としては、4月末までに担当課による検討、5月末までにヒアリング、また6月下旬に行政改革推進本部が予定をされている。また、ここに記載はないが、8月の市議会定例会に条例改正を提案し、平成30年4月1日からの適用が予定されている。

次の2ページ、基本方針での積算基準について、使用料の算定方法、使用料原価に受益者負担率を掛ける。②として、使用料原価の算定方法、使用料の場合である。1平米1時間当たりの原価コストを算出した上で、その貸し出す面積や貸し出す時間に応じて原価を出すということである。③のその他として、激変緩和措置として1.5倍を上限とする。以上が使用料等の見直し検討についての協議の全体事項となる。

次の3ページ、各使用料等の見直し検討の内容である。3ページで、①として、佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の対応方針、これについては、1として、公民館使用料の見直し検討についてである。この公民館使用料の改定については、現在条例第8条に記載がある。また、別表3に規定する使用料がある。これについては、公民館事業以外の使用及び住民以外の使用を定めたものである。この使用料の改定も含め、現在無料である住民の使用料についても引き続き検討をさせていただきたい。

次の米印のところ到现在の条例を記載している。公民館条例第8条、公民館は使用料無料、ただしということで、公民館事業以外、住民以外の使用について、使用料の表が定められている。

次の2の今後の対応予定である。この今後の対応予定としては、公民館運営審議会での見直しに関する基本方針、現在こういうことが行われているということは説明をさせていただいた。しかしながら、公民館運営審議会として、まだ議論いただくというまでには至っていないので、引き続き公民館運営審議会での検討を継続さ

せていただきたいと思います。また、もし改正があった場合は十分な周知期間を設定する予定である。公民館使用料の見直しについては、引き続き検討させていただきたい。

以上、次の4ページからは各所管課より説明をさせていただきます。

#### 【文化課長から説明】

旧堀田邸、武家屋敷、順天堂記念館の文化財施設3館及び市立美術館について説明させていただきます。

資料4ページの文化財施設3館の施設利用料についてである。こちらは、入館料ではなくて、施設を展示等に使用したいという場合の施設使用料になる。

まず、旧堀田邸については、現在居間棟が2,800円、座敷棟が2,590円となっている。4ページの資料の(2)の使用料の改定について、条例第3条の別表2に記載をしている。現在の使用料がこちらになっている。今回の基本方針に従い算定すると、それぞれ2,800円が6,476円に、2,590円のところが4,074円となる。しかし、大きく増加する場合は激変緩和措置ということで1.5倍を上限とすることが基本方針にあるので、その額を1.5倍に合わせ、4,200円と3,880円とそれぞれ改定しようとするものである。

武家屋敷については、これまで施設を使用するというニーズがなかったということもあり、条例の制定当時においては使用料の設定をしていなかった。しかし、その後ニーズが高まる、またご要望が寄せられるということもあったので、この改正を機にそれぞれ同じような積算方法で積算させていただき、各武家屋敷1棟ずつ、旧河原家住宅が5,330円、旧但馬家住宅が5,660円、旧武居家住宅が2,700円という設定をしようとするものである。

なお、順天堂記念館については、この施設自体が資料展示をしている建物の性格上、施設を使用するという部分には適していないこと、また施設も非常に手狭であること、またこれまでも施設を使用したいという要望がなかったということもあり、そういったことを総合的に勘案して、順天堂記念館についてはこれまでどおり施設使用料の設定はしないこととしている。

次の5ページについては、これまで設定をしていなかった武家屋敷の設置管理条例について、新たに設置する関係から条例を改正しようとするものである。

なお、基本方針に営利目的等の取り扱いについて基本料金の2倍程度とすることとなっているので、これまでこれらの施設については営利目的の設定がなかったので、営利利用については今回20割の額とするようにあわせて改正をする。文化財施設については、以上である。

続いて、8ページ、市立美術館の設置及び管理に関する条例の対応方針である。こちらの美術館についても、施設使用料を今回の算定方法に従い積算をしたところ、積算額と現行の料金にほとんど差異がなかったことから、この美術館については施設使用料の改定は行わない。ただし、市外の方の利用について、先ほどもお話ししたが、2倍程度とするように示されているので、これまで1.5倍としていたものを2倍という形で20割へ改定するというので、この部分については改正したいと思う。

なお、これらの改定に伴い、改正する条例の各条文の表現、文言については、法規担当と調整している。施行日については、十分な周知期間を設け、平成30年4

月 1 日から施行する。

私からの説明は以上である。

#### 【市民音楽ホール館長】

市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の対応方針について説明させていただきます。

資料の 6 ページ、(2)、使用料の改定についてである。ホールについては、ホールと楽屋を含む料金となっている。初めに、全日、午前 9 時から午後 9 時半までをごらんいただきたい。現行の料金では 7 万 3,440 円、改定案は 7 万 4,440 円となっており、1,000 円の増額、改定率 101.4%となっている。これ以外の区分では、使用時間の割に料金が安い、あるいは高い、面積の割に料金が安い、あるいは高いといった不公平感があつたが、このたびの改正を行うことにより、使用時間、使用面積に応じた公平な負担となることが想定できる。

次に、ホワイエについてである。ホワイエについては、面積が 328.43 平米であり、これまで面積が 97.07 平米の第 1 練習室と同額の料金設定であつた。このたびの改正により、金額のほう上限額を超え、1.5 倍の適用となり、変更後の改正額が 710 円から 2,590 円の増額となった。

続いて、第 1 練習室及び第 2 練習室である。こちらは面積に応じた料金体系となっており、減額あるいは増額といった状況になっている。

続いて、(3) の割増料金の改定についてであるが、こちらは現行の 1.8 倍、18 割となっているが、見直しに関する基本方針のとおり 2 倍とすることを考えている。

続いて、このページの一番下、(4)、舞台等備品設備の映写設備の上限額の改正及び改正理由についてである。次の 7 ページにかけて記載している。舞台等備品設備使用料の各設備の金額については、条例別表第 2 で上限額を規定し、各設備の各機器の使用料については、佐倉市民音楽ホールの管理及び運営に関する規則で定めている。このうち映写設備の上限額が現行条例では映写機使用料の 3,240 円となっているが、映写機を廃棄処分したことにより、最高額がスクリーンとプロジェクターの 1,080 円となっていることから、7 ページの表のように改めようとするものである。

続いて、(5)、使用料の減免について、(6)、施行の日については、記載のとおりである。

最後に、2 の政策内容である。今回の改正により、利用者に公平性が確保された、統一した積算方法に基づく使用料をお支払いいただくことになることから、受益者負担を含めて利用者へのご説明が明確となり、透明性が保たれるようになるものと判断している。

#### 《協議事項についての質疑概要省略》

#### 4 教育長閉会宣言

##### ※次回の日程の確認

平成 29 年 7 月定例会 7 月 19 日 (水) 午後 3 時 00 分より  
1 号館 3 階会議室